

令和7年度 第3回廃棄物管理責任者講習受講認定問題 解答用紙

解答提出(送信)日			
建築物名称			
建築物所在地			
郵便番号		会社所在地	
会社名		所属	
廃棄物管理責任者名		電話	
メールアドレス			

以下の問いの説明で正しいものには○、誤っているものには×を各問いの右側の四角に記入して下さい。

Q 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に関する説明について	回答欄
①廃棄物処理法は、増大する廃棄物の排出規制と生活廃棄物の適正処分を進めるために公布された。	
②廃棄物処理法は、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理について定めている。	
③事業者が製品、容器等を開発する際、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。	
④事業所から生じた廃棄物は再利用及び資源化を進めなくてはならない。	
Q 2 廃棄物に関する事業者の責務の説明について	回答欄
①事業者は、廃棄物の減量、適正処理のために国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	
②事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	
③事業者には、製品、容器等が廃棄物となった場合、その適正な処理は委託の廃棄物収集運搬業者が行い事業者はその責務はない。	
Q 3 一般廃棄物の説明について	回答欄
①一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。	
②一般廃棄物には、家庭系も事業系も区別はない。	
③事業所から排出される廃棄物には、事業系一般廃棄物と産業廃棄物がある。	
Q 4 産業廃棄物の説明について	回答欄
①産業廃棄物は、廃棄物処理法で定められた20品目をいう。	
②爆発性、毒性、感染性など、人に被害が生じるおそれのある産業廃棄物を特別管理産業廃棄物という。	
③医療機関から排出される全ての産業廃棄物は特別管理産業廃棄物である。	
Q 5 一般廃棄物のマニフェスト制度の説明について	回答欄
①排出事業者は、マニフェスト伝票のうちA票とD票をそれぞれ返却された日から5年保存しなければならない。	
②マニフェストは、収集運搬業者が作成するものではなく排出事業者、自らが作成しなければならない。	
③日量50kg以上排出する事業者等に作成が義務付けられている。	
Q 6 産業廃棄物のマニフェスト制度の説明について	回答欄
①マニフェスト制度により、排出事業者は委託したとおりに処理されたかどうか確認することができ、収集運搬業者は委託された廃棄物を適正に処理したのかを確認できる。	
②排出事業者は、マニフェスト伝票のうちA票とB2票とD票とE票をそれぞれ返却された日から5年間保存しなければならない。	
③マニフェストは、排出事業者が作成しなければならない。	
④産業廃棄物のマニフェストは排出量が少量であれば作成する必要はない。	

Q 7 「事業用大規模建築物」所有者の責務の説明について	回答欄
①所有者は、再利用を促進し、事業系廃棄物の減量に取り組まなければならない。	
②廃棄物の処理を処理業者に委託している場合、その責任は受託者に移る。	
③廃棄物と再利用対象物を保管するための場所を設置しなくてはならない。	
④事業用大規模建築物の所有者等が条例に違反していると認められるときは、区から改善勧告、公表、収集拒否等の措置がとられることもある。	
⑤事業用大規模建築物の所有者は、「廃棄物管理責任者」を選任し、「再利用計画書」を提出する。	
Q 8 廃棄物管理責任者の役割等の説明について	回答欄
①廃棄物の処理を委託している場合、廃棄物の種類や量を把握する必要がない。	
②廃棄物管理責任者は、建築物から生じる廃棄物の発生・排出抑制の推進を行う。	
③廃棄物管理責任者は、定期的に保管場所等を点検、巡回し、廃棄物の排出状況が適切か確認しなければならない。	
④廃棄物管理責任者は、事業所社員等に対する廃棄物の発生・排出抑制及び再利用・資源化の指導を行う必要がある。また、占有者（テナント等）に対しても同様の指導が必要である。	
Q 9 紙類のリサイクルの説明について	回答欄
①紙類の品目ごとに分別を行うことで、質の高い再利用（商品化）ができる。	
②紙類を資源として排出することで、売却益を得られる場合がある。	
③紙の種類に関係なく、すべての紙をまとめてリサイクルすることが最も環境に良い方法である。	
④裏カーボン紙や感熱紙も資源としてリサイクルできる。	
⑤OA用紙、事務用品トイレットペーパー等は、再生品を利用することで環境への負荷軽減につながる。	
Q 10 再利用計画書等の説明について	回答欄
①ごみ排出状況表(A・B※)の飲料容器の欄に、自販機業者が独自に回収した量は計上する必要がない。	
②再利用計画書の提出は任意であり必ず提出しなくてもよい。	
③廃棄物管理責任者選任届は、その選任後30日以内に区長に届け出なければならない。	
④テナントごとのごみ・資源量を把握し各テナント別に集計しその総量を再利用計画書に記載する。	
⑤再利用計画書の提出期限は毎年5月末となっている。	
※ごみ排出状況表はAが3000㎡以上、Bが1000㎡以上3000㎡未満)	/

認定問題は以上になります。お疲れさまでした。

令和7年度 第3回廃棄物管理責任者講習会に関するアンケート

今後の講習会開催にあたり以下のアンケートにご協力をお願いいたします。

① 廃棄物管理責任者講習会で受講しやすい方法は次のどれですか？		(1つに○を) ↘
会場での受講。		
インターネット上での受講		
今回のような問題形式による受講		
その他 ()		

② 廃棄物管理責任者講習会テキストは、冊子(印刷されたもの)として必要と思いますか？		(1つに○を) ↘
必要		
ホームページから見ることであれば必要ない		
その他 ()		

※解答用紙を杉並清掃事務所方南支所へメールまたは郵送にて送付してください。
内容を確認後講習会修了証を交付いたします。

メールアドレス: SEISO-SAGYO@city.suginami.lg.jp